

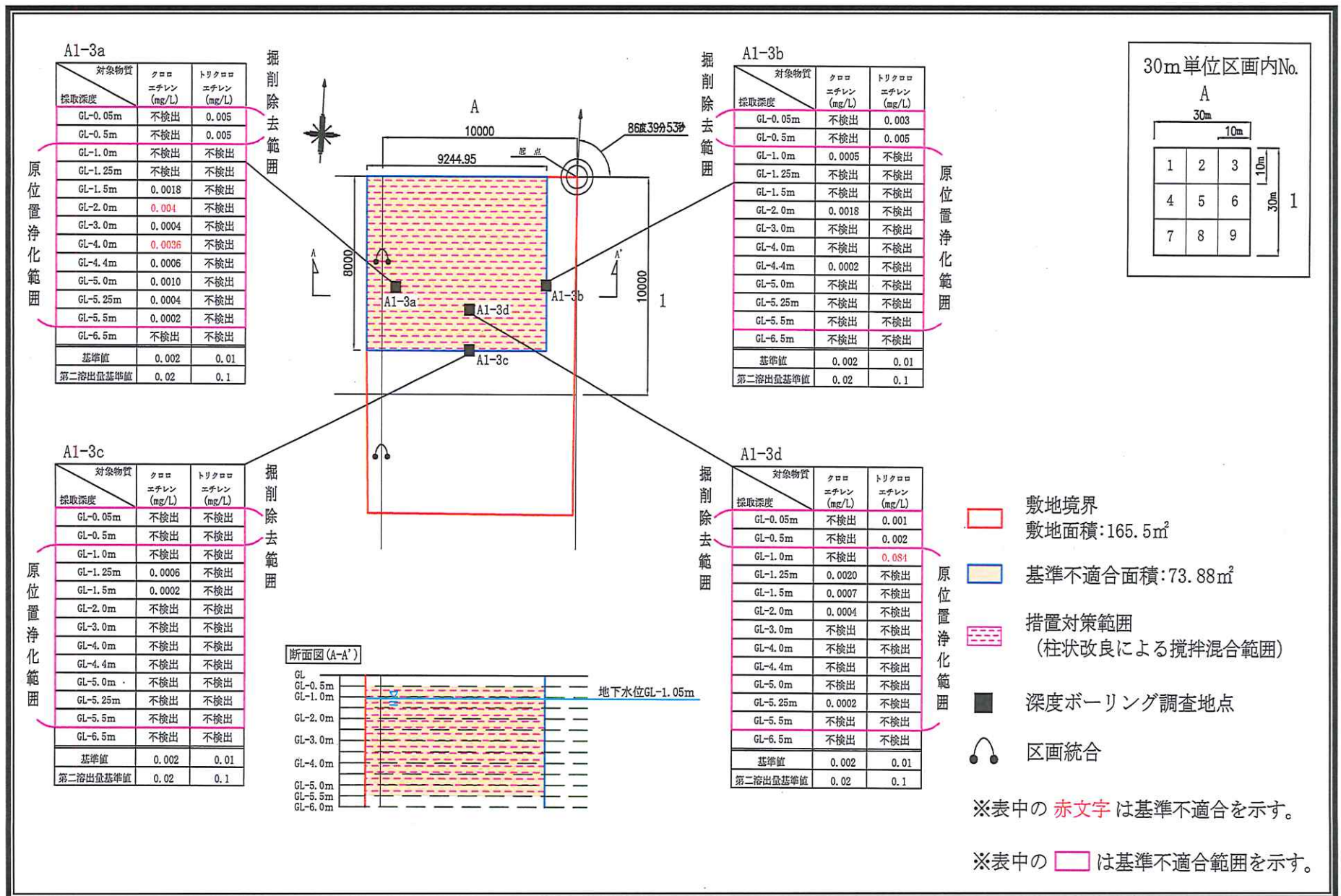
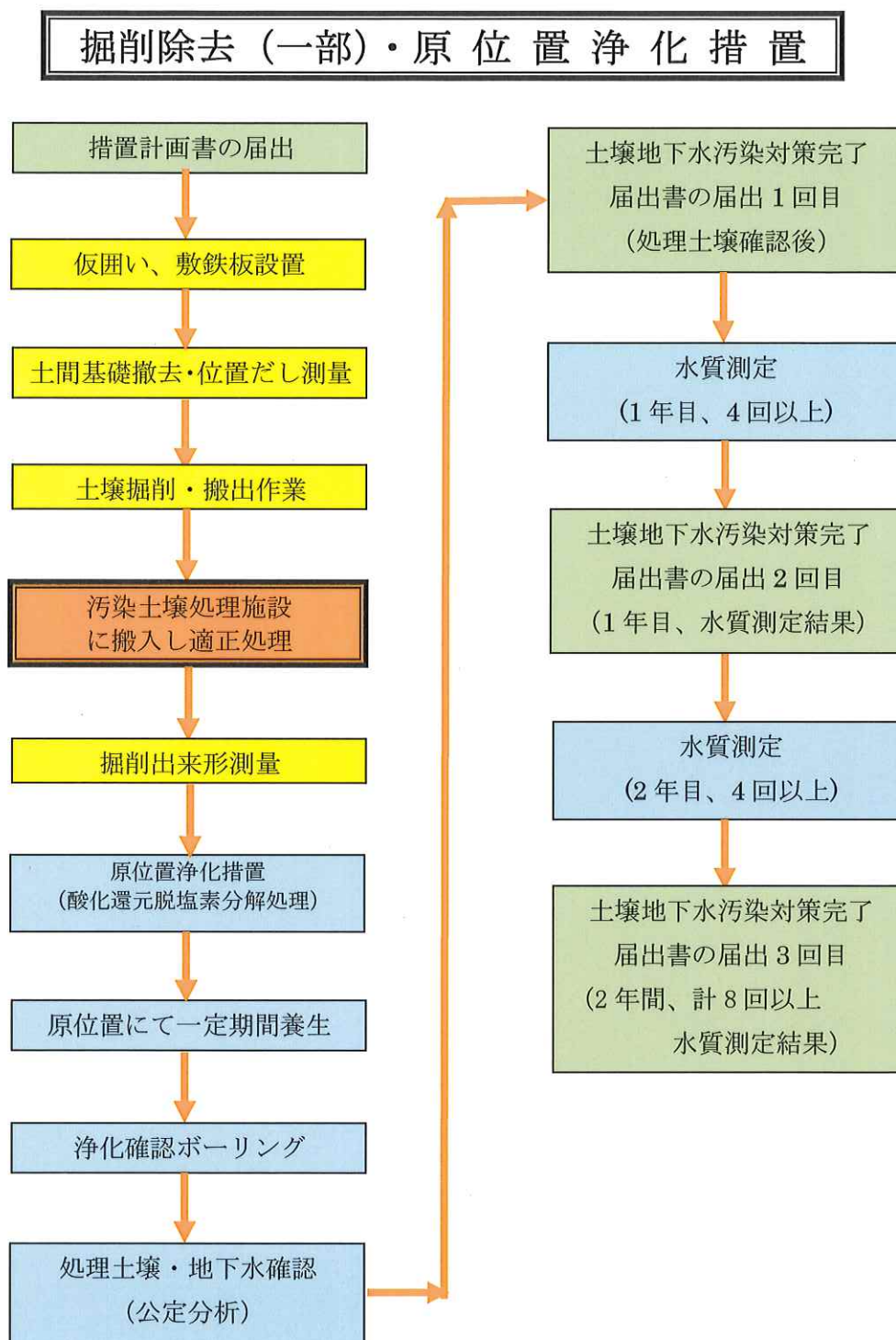


図-2-2 措置を実施する地下水汚染拡大防止区域の状況を明らかにした平面・断面図（絞り込み調査結果図）

4-2 掘削除去（一部）・原位置浄化措置の実施フロー

1) 施工フロー図



2) 施工会社： イズミ環境サービス株式会社

3) 汚染土壌の搬出先：株式会社ダイセキ環境ソリューション横浜生麦リサイクルセンター
汚染土壌処理施設・浄化等処理施設（浄化(抽出－化学脱着)）

4-3 措置の方法

1) 掘削除去措置（掘削除去後場外搬出処分）

①掘削除去措置の方法及び手順

- ー1 対象地全域の土間基礎を解体撤去する。
- ー2 対象地を調査起点より測量し、対策区画を明確にする。
- ー3 土壌掘削作業については次のとおり実施する。
 - ・対象地内にみだりに人が立ち入ることを防止及び作業中における近隣への飛散防止のため、敷地境界部に仮囲いを設置する。
 - ・運搬車両や重機等への汚染土壌の付着を防止するため、現場内に敷き鉄板を敷設する。なお、汚染土壌が付着した場合は敷地内にてタイヤ洗浄等を行い、周辺への影響を防止する。
 - ・掘削にあたり、対策区画境界部について土砂等の崩落を防止するため、必要に応じて簡易山留を設置する。
 - ・土壌掘削作業は、「トリクロロエチレン」、「クロロエチレン」による土壌汚染が存在している対策区画A1-3の地表面から対策深度0.5mまでの汚染土壌を全量掘削し、1 m³のフレコンバック（内袋付）に詰込み2 t又は3 tダンプ車に積んだ後、陸上運搬により汚染土壌処理施設まで汚染土壌の搬出を行い、適正に処分する。
- ー4 対策範囲・深度までの土壌掘削を終了後、掘削出来形測量（レベル測量、写真撮影等）を行い、汚染土壌の除去確認をする。
- ー5 掘削出来形測量による汚染土壌の除去確認後、「平成31年 環境省告示第6号」による基準に適合している土壌による埋戻しはせず、引き続き原位置浄化措置（鉄粉法による酸化還元脱塩素分解処理）を実施する。

また、本工事は帯水層まで掘削を行わないため浸出水の発生はないと考えられるが、万が一、何らかの事由により浸出水等の発生が確認された場合は吸引作業車により浸出水の引抜きを行い、産業廃棄物として適切に処分する。

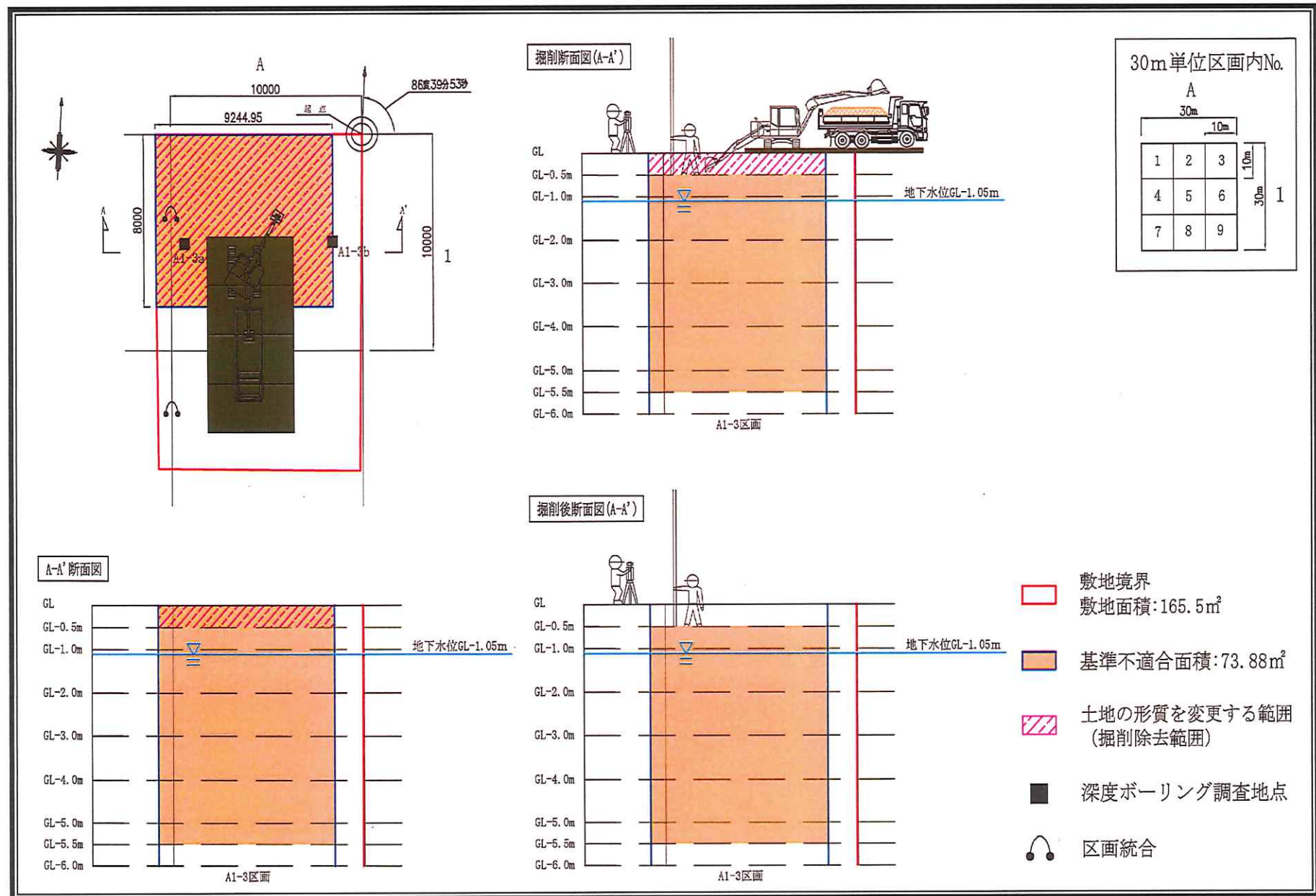


図-3 措置の施工方法を明らかにした平面及び断面図 (掘削除去)

2) 原位置浄化措置(鉄粉法による酸化還元脱塩素分解処理)

①原位置浄化措置(鉄粉法による酸化還元脱塩素分解処理)の方法及び手順

－1 対象地を調査起点より測量し、対策区画を明確にする。

－2 酸化還元脱塩素分解処理作業については、次のとおり実施することとする。

- ・対象地内にみだりに人が立ち入ることを防止及び作業中における近隣への飛散防止のため敷地境界部に仮囲いを設置する。
- ・重機等への汚染土壌の付着を防止するため、現場内に敷き鉄板を敷設する。
- ・トリクロロエチレン、クロロエチレンによる基準超過が確認された、対策区画 A1-3 の掘削除去後の深さ 0.5m から対策深度 5.5m までの汚染土壌について、柱状噴射式攪拌混合機を用いて土壌中にフェライト触媒(鉄粉)を必要量注入しながら入念に攪拌混合を行い、酸化還元脱塩素分解処理を施す。

なお、薬剤混練時等における周辺への拡散防止対策として、随時、対象地内にて検知管式気体測定器（以下、「ガス検知管」という）による測定を行う。

万が一、周辺に拡散がみられる場合は、一旦混練作業を止め、シートで覆い拡散を防止する。

－3 攪拌混合後の土壌は、対象地内にて一定期間シート養生後(30 日間以上)、酸化還元脱塩素分解処理確認のためボーリングによる試料採取及び分析(公定法)を行い、浄化確認をする。

試料採取については既往調査時の試料採取地点と同じ位置とし、深さ 0.5m、1.0 m、1.25m、1.5m、2.0m、3.0m、4.0m、4.4m、5.0m、5.25m、5.5m までの計 11 深度の土壌及び地下水を採取しそれぞれ分析を行う。

浄化処理確認分析の結果、万が一基準値を超過している場合には、更に養生期間を置き同様の確認を実施することとする。

－4 本工事は、土壌を掘り起こさない貫入攪拌混合方式にて行うことから浸出水の発生はないと考えられるが、万が一、何らかの事由により浸出水等の発生が確認された場合は関係機関との協議の上、関係法令等を遵守して産業廃棄物として処分します。

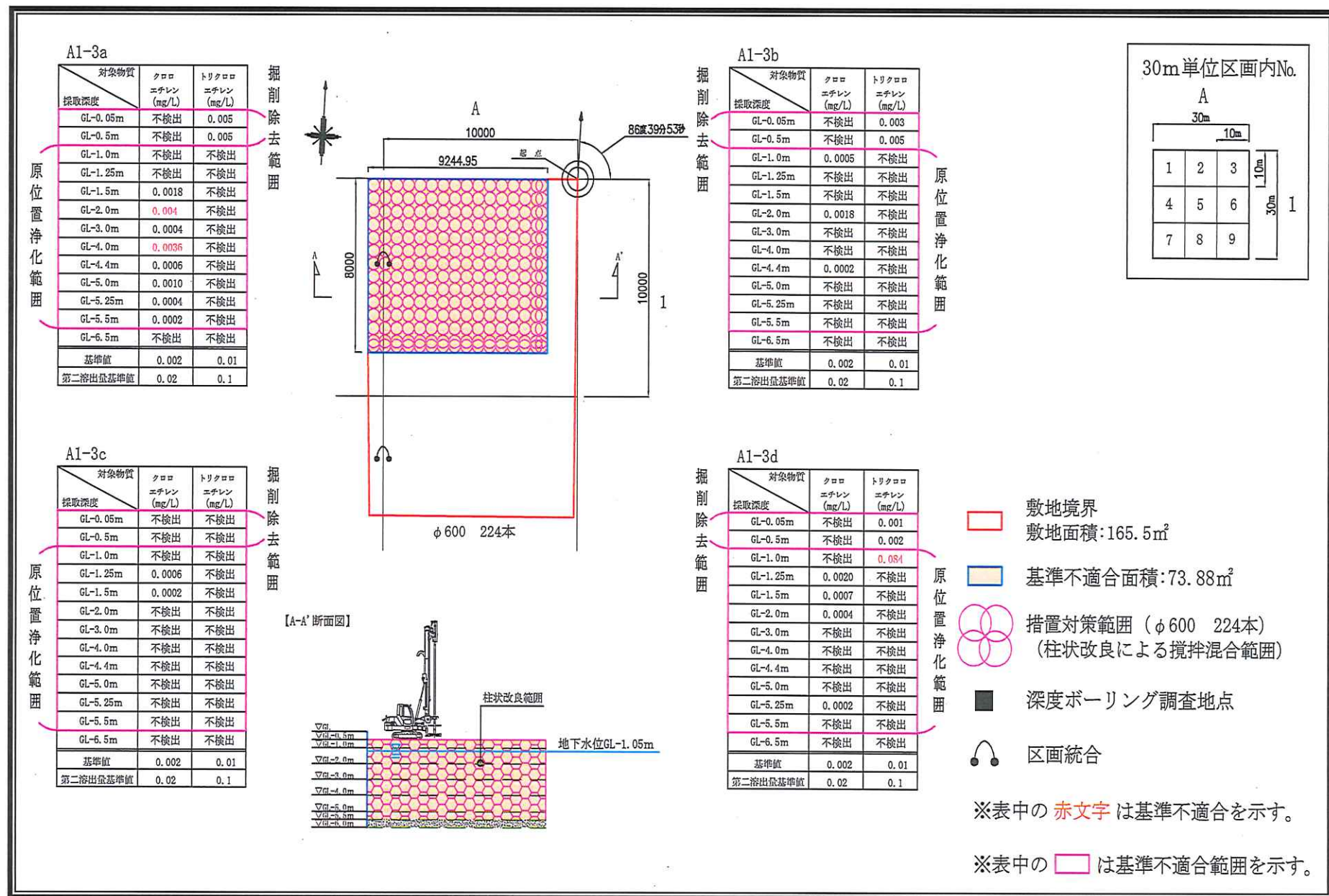


図-5 措置の施工方法を明らかにした平面及び断面図 (原位置浄化)

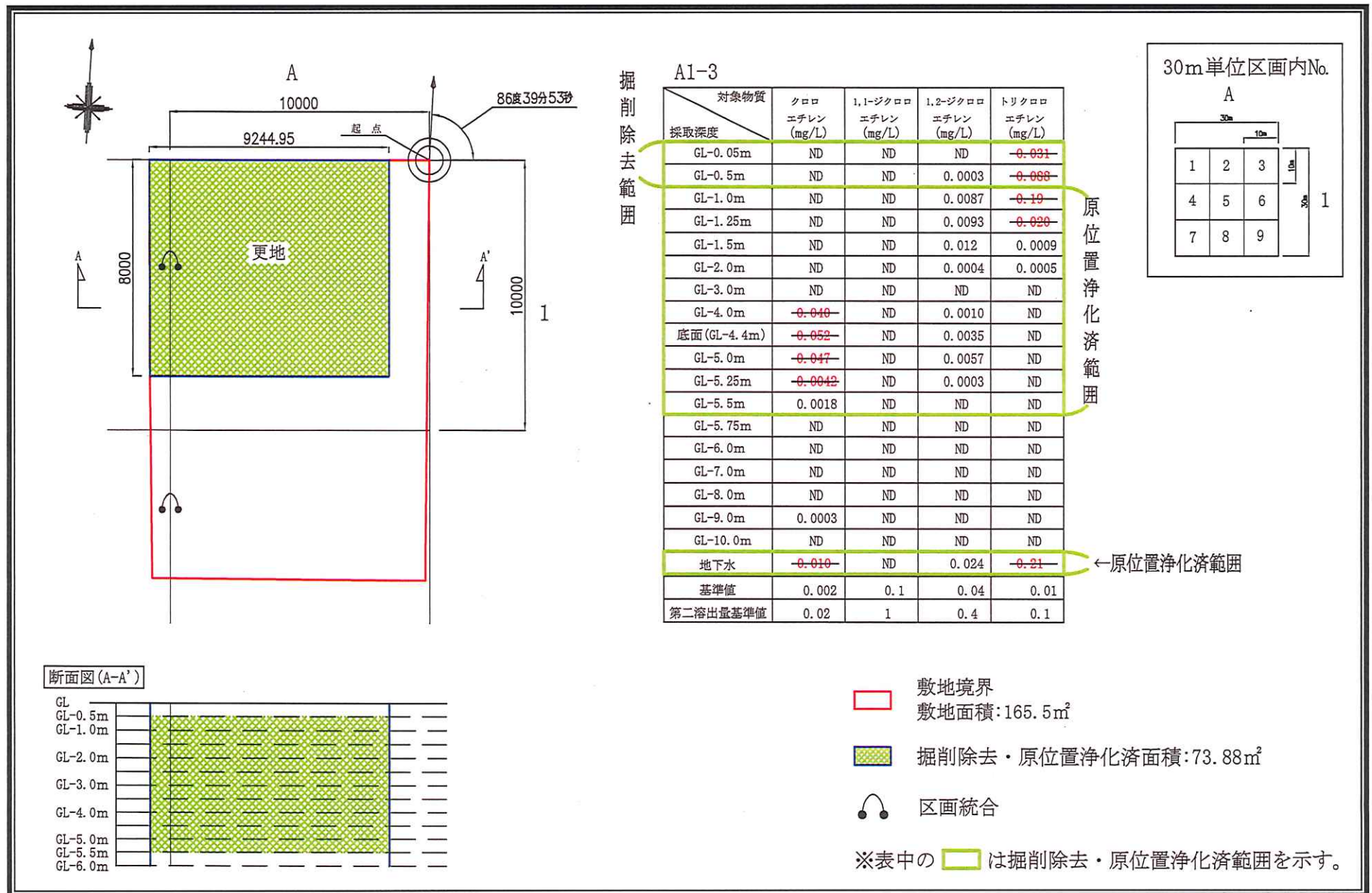


図-9-1 措置の終了後における地下水汚染拡大防止区域の状況を明らかにした平面及び断面図

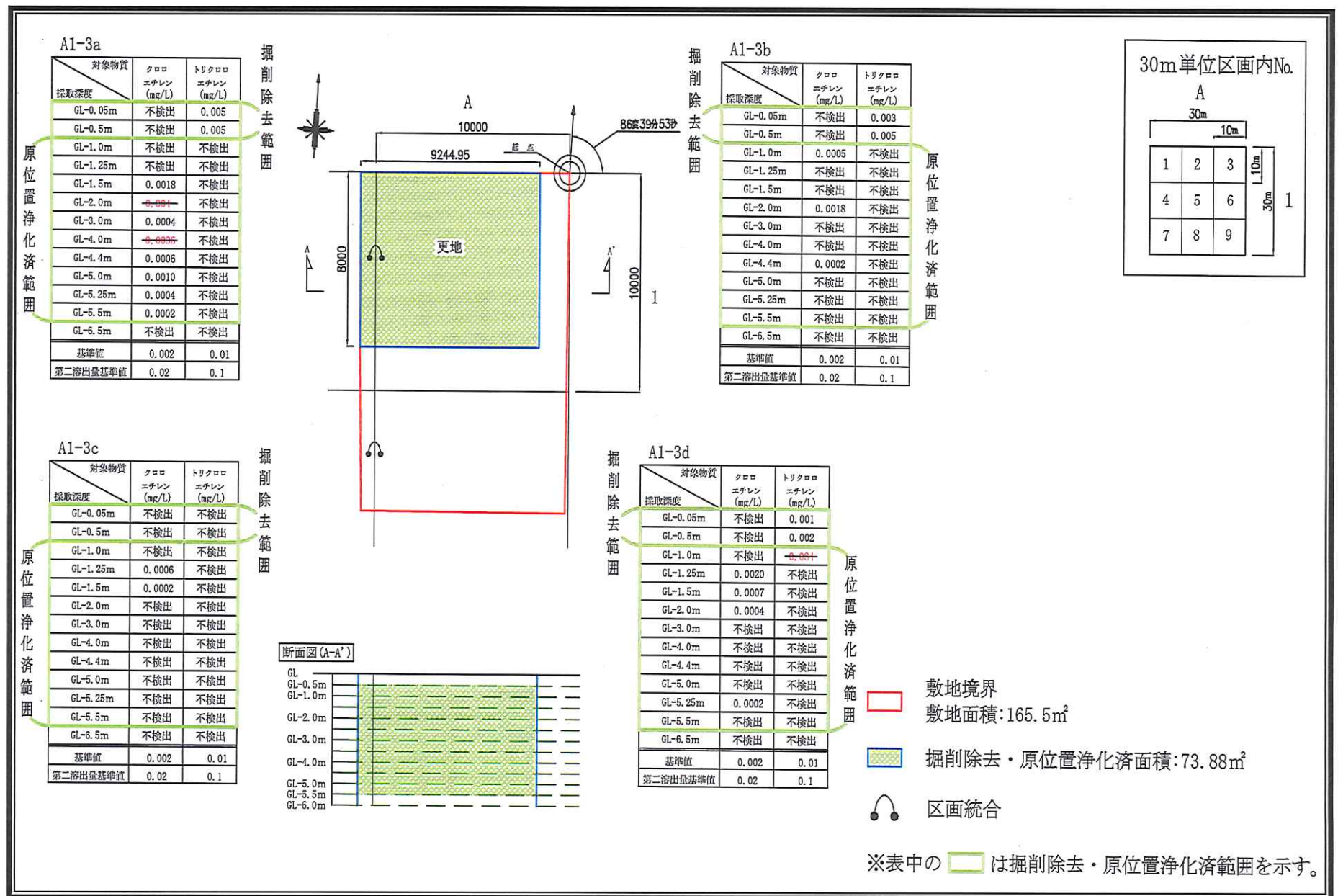


図-9-2 措置の終了後における地下水汚染拡大防止区域の状況を明らかにした平面及び断面図